

(認知症対応型共同生活介護)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホームさめがわ

運営規程

社会福祉法人みやぎ会

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)
グループホーム さめがわ 運営規程

社会福祉法人 みやぎ会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人みやぎ会が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームさめがわ」(以下、事業所という)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要介護者及び要支援2の者であって認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等のサービスを提供し、共同生活を通じてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所は明るく家庭的な雰囲気を持ち地域や家庭との結びつきを重視した運営を基本とし、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について懇切丁寧に説明をする。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。なお、評価については次の通りとする。

① 自己評価を行い、その結果を公開するとともに、福島県又は鮫川村が選定した評価機関が実施するサービス評価(外部評価)を適宜に受け、その結果を公開する。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保

除等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の各号に定める通りとする。

- (1) 名称： グループホーム さめがわ
- (2) 所在地： 福島県東白川郡鮫川村西山字水口31

(事業所の定員)

第5条 当事業所の利用定員は18名とする。各ユニットの内訳は次の通りとする。

- ② ユニット1 (1丁目) 9名
- ③ ユニット2 (2丁目) 9名

第2章 組織

(従業者の職種及び職務内容)

第6条 事業所に次の従業者を置く。

- (1) 管理者： 当事業所の従業者の指揮・監督をし、事業所の適切な運営がなされるよう統括する。
- (2) 計画作成担当者： それぞれの利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境をふまえ、介護職員と協議の上、利用者の実状に沿った介護計画(夜間及び深夜を含む)を作成する。
- (3) 介護職員： 利用者に対し、必要な介護、日常生活の援助等のサービスを提供する。
- (4) 看護職員： 利用者に対し、日常的な健康管理を行い、看護師が医療面から適切な指導、援助を提供する。

(職員の定数)

第7条 事業所の従業者の定数は、次の各号の通りとする。なお、業務の状況、法令の改定に応じて従業者数は変更されることがある。

- (1) 管理者 1名
(常勤1名、介護職員兼務)
- (2) 計画作成担当者 2名
(常勤2名、介護職員兼務2名)
- (3) 介護職員 14名
(常勤14名)
- (4) 看護職員 1名
(非常勤1名)

2 各ユニットの内訳は次の通りとする。

- ① ユニット1 (1丁目)
 - ・ 管理者 1名 (ユニット2と兼務)

- ・ 計画作成担当者 1名（介護職員と兼務）
 - ・ 介護職員 7名（兼務職員1名含む）
 - ・ 看護職員 1名（ユニット2と兼務）
- ② ユニット2 （2丁目）
- ・ 管理者 1名（ユニット1と兼務）
 - ・ 計画作成担当者 1名（介護職員と兼務）
 - ・ 介護職員 7名（兼務職員1名含む）
 - ・ 看護職員 1名（ユニット2と兼務）

第3章 事業の内容

（サービスの提供）

第8条 認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業のサービス（以下サービスとする）の提供方法は以下の各号の通りとする。

- （1） 事業所は、サービスの提供の開始にあたり、予め利用者及びその家族等に対して運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書（別紙①）を交付して、契約書の内容について理解しやすいよう懇切丁寧に説明を行った上で、利用者及びその家族等と利用契約を締結するものとする。
- （2） 管理者及び計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者及びその家族等にその内容等の説明を行い、理解を得るものとする。
- （3） 管理者及び計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するに当たっては、利用者の有する能力、すでに提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が施設内で自立した日常生活を営むことができるように支援するために、解決すべき問題を把握するものとする。
- （4） 事業所は、サービスの提供にあたっては、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を見直し、利用者の実状にあったサービスを実施するものとする。
- （5） 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。短期利用共同生活介護の定員は1名とする。あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。利用にあたっては担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。入居者が入院等のために長期にわたり不在になる場合は入居者及び家族の同意を得て短期利用共同生活介護の居室を利用する事がある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(サービスの内容)

第9条 事業所のサービスの内容は以下の各号の通りとする。

- (1) 日常生活上の世話。
- (2) 生活介護(食事・排泄の世話・身体の清拭・体位の安楽)。
- (3) 日常的健康チェック。
- (4) 介護計画作成・記録・申し送り。
- (5) 専門的知識を要しない生活リハビリテーション。
- (6) 家族への相談・援助。

(苦情処理)

第10条 利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(利用料)

第11条 事業所の利用料は、別紙②の料金表の通りとする。

- 2 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込、もしくは銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(運営推進会議)

第12条 ケアの質の向上や地域に開かれた事業展開を確保する観点から、運営推進会議を定期的に行っていくものとする。

第4章 その他

(遵守事項)

第13条 事業所及び従業者の遵守事項は以下の各号とする。

- (1) 事業所及び従業者は家族と協力しあい、利用者の在宅介護を支援すること。
- (2) 事業所の全ての従業者は、就業時又退職後も業務上知り得た利用者に関する一切の秘密を口外しないこと。また、利用者の個人情報の利用に関しては予め本人及び家族の同意を得るものとする。
- (3) 事業所は与えられた社会的使命を十分に認識し、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設けること。
 - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ②経験に応じた研修 随時
- (4) 事業所は、ケース記録等帳簿の整備ならびに、業務体制を整備すること。

(入居者遵守事項)

第14条 事業所の利用者及びその家族等の遵守事項は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 人に対して暴力等、故意の問題行動を行わないこと。
- (2) 事業所の設備・備品等に対して故意に破損または故障させないこと。
- (3) 外泊する際には管理者の指示に従うこと。
- (4) 共同生活の円滑な実施のために行われる従業者の指示には従うこと。
- (5) 以上の各項目及びその他について事業所または従業者の指示に従わない場合は、事業所はその理由を付して契約の解除ができること。

(入退居にあたっての留意事項)

第15条 事業所の利用対象者は、要介護者の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障が無いこと。
 - (2) 自傷他害の恐れが無いこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要が無いこと。
- 2 入居後、利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は、利用者またはその家族等に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除を予告するものとする。
- 3 退居に際しては、利用者及びその家族等の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行うよう努める。
- 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関等と連絡をとり、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関連施設等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、消防団・近隣住民等の協力者との申し合わせにより定期的に可能な限りでの共同避難訓練等の実施と、その際の写真等の記録の保持を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する

者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(補足事項)

第 21 条 本規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、当事業所を利用するすべての者に適用する。
- 2 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 平成 21 年 8 月 24 日一部改訂。
- 4 平成 22 年 1 月 1 日一部改訂。
- 5 平成 23 年 5 月 1 日一部改訂。
- 6 平成 30 年 8 月 1 日一部改訂。
- 7 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。